

# 総務常任委員会

令和5年6月22日（木曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 3号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 専決処分の承認について
- 議案第28号 専決処分の承認について
- 議案第29号 専決処分の承認について
- 議案第30号 工事請負契約の締結について

## 出席委員（7名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	島田恒
委員	松木源太郎	委員	木内欽市
委員	伊藤房代	委員	宮澤芳雄
委員	常世田正樹		

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（1名）

副議長 林晴道

## 説明のため出席した者（20名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
会計管理者	小澤隆	監査委員 事務局長	杉本芳正
消防長	伊東秀貴	その他担当 職員	9名

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

金 谷 健 二

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変忙しい中、どうもありがとうございます。副市長をはじめ、職員の皆さんには6月定例会議会中の委員会、大変お疲れさまでございます。本日、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、林副議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

副議長。

○副議長（林 晴道） おはようございます。

委員の皆さん、お元気ですか。本日は、総務常任委員会の開催、ご出席大変お疲れさまであります。

本日は、付託されました5議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、景山委員長、よろしく願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

本日、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で5議案でございます。

内訳でございますが、条例関係が1議案で、議案第3号は旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、次に、専決処分の承認についてが3議案で、議案第27号は旭市税条例の一部を改正する条例について、議案第28号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議案第29号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。次に、契約関係が1議案で、議案第30号は工事請負契約の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は4月の人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） はい、お願いいたします。

○副市長（飯島 茂） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いをいたします。

○総務課長（小倉直志） 総務課長の小倉直志です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（山崎剛成） 財政課長の山崎剛成です。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課長の柴栄男です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（向後秀敬） 税務課長の向後秀敬です。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課長の江波戸政和です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（椎名 実） 秘書広報課長の椎名実です。よろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課長の榎澤茂です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（小澤 隆） 会計管理者の小澤隆です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（杉本芳正） 監査委員事務局長の杉本芳正です。よろしくお願いいたします。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部消防長、伊東秀貴です。よろしくお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日及び6月19日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、専決処分  
の承認について、議案第28号、専決処分の承認について、議案第29号、専決処分の承認につ  
いて、議案第30号、工事請負契約の締結についての5議案であります。

初めに、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。説明、質疑につ

いては、着座で結構でございます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） それでは、議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、消防本部からの補足説明につきましては、本会議において説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。  
松木委員。

○委員（松木源太郎） では、先にやらせていただきます。

11条の2のところが大いぶ改正でもって長くなっているんですけども、今回こういうような形での充電施設というのは、まだ旭市には何件かあるんですか。

それで、こういう条例が改正されるという、この形で改正されるということは、かなり費用がかかったりするものなんですか。

それから、3つ目が、最後に別表7というのがなくなっていますけれども、これはどういう理由なんでしょうか。

その3つ、簡単に教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 急速充電設備、こちらにつきましては、旭市の件数ということでございます。

急速充電設備につきましては、全出力50キロワットを超えるものが消防本部への届出の対象となっております。現在、消防本部への届出はないことから、設置数の把握はしておりませんが、届出対象外の全出力50キロワット以下のもの、こちらはインターネットなどの調べで、市内17か所に19基の設置があるようでございます。主な設置場所でございますが、道の駅季楽里あさひ、こちらには急速充電設備と普通充電設備がそれぞれ1基ずつ、普通充電設備については二口のものでございます。そのほかは、自動車販売店、ディーラー、物品販売店、ショッピングセンターなど、ホテルなどの駐車場に設置がある状態でございます。

続きまして、費用ということでございますが、現在設置されているものはそのまま使える状態でございます。新たなものに対しての費用等は、ちょっと消防本部のほうでは把握してございません。

続いて、3点目の別表7の関係でございますが、こちらは新たな表示記号としまして、国際

標準化機構及び日本産業規格に適合するものを設置するように定めておりますので、こちらに変わるということで、別表7が必要なくなったもので削除ということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、旭市内には、この条例に該当するもの、50 キロワットを超えるものはないということですが、50 キロワットを超えるものというのは、どこでだいたい見られますか。どのぐらい大きいと、これが該当するものになるんですか。例えば、恐らく高速道路の休憩所でも1台か2台ということですよ、だいたい見られるのが。このぐらい大きいものというのは、どういうところなんですか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 大きさということですが、現在、消防本部のほうでも確認は取れておりません。現行のものはそのまま使用できるようですので、50 キロワット以下というのは、これからの大型車両の対応なども見越した中でのことかと……

（発言する人あり）

○消防長（伊東秀貴） 失礼しました。50 キロワットを超えるもの、これに関しては、それら大型車への対応等も含めての対応であろうと思われれます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 3点ほど質問いたします。

この規制は、一般家庭用が近年だいぶ増えてきたと思うんですけれども、それは多分20キロワット以下のもので、届出とか必要ないと思うんですけれども、今後かなり電気自動車等が増えることによって、この充電設備が一般家庭に増えてくると思うんですけれども、いずれは定期的な検査であったり、条例で規制という、そういった流れになるのでしょうか。

今回の条例の変更は、規制を厳しくするための条例変更なのか、それとも充電設備の能力とか、容量とか、そういったものが改善されて条例の変更が必要になったものなのでしょうか。

3点目が、定期的な検査とか、あと必要であれば何年おきなのか、そういったものについて教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） それでは、20 キロワット以下の家庭用のということでございますが、こちらに関しましては、安全性が確認、確保されているというところで、消防本部のほうでも検査等はありません。今後も改めて加わるということも聞いておりませんので、ご了承いただけたらと思います。

続きまして、規制に関してですが、厳しくなったのかということですが、こちらは上限撤廃もございます。200 キロワットを超えるの部分が上限撤廃されております。こちらにつきましては、国のほうで、上限を撤廃した場合においても新たな危険性は確認されておりませんということで、どちらかといいますと、規制としては緩くなったということになるかと思えます。

続きまして、今後の定期的な検査等でございますが、こちらにつきましても、消防本部のほうでは設置の段階で確認に行く対応となっております。その後の検査につきましては、設置者側の責任の下で点検をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議案第27号、専決処分の承認につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第27号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

新旧対照表の7ページの改正案のところに森林環境税を納付するとされていますけれども、この森林環境税というのは、パリ協定で決められたCO<sub>2</sub>を削減するという、これに対して国

がだいぶ補助金を出していますけれども、令和6年から、これは一律国民1人が1,000円ずつ納付するという事だと思えます。

その使い道なんですけれども、当然、森林の管理に利用されると思うんですけれども、現在、旭市で整備をするに当たって、この補助金を利用しているというんでしょうか、旭市で受け取っていることがあるんでしょうか。

それと、現に市民で令和6年から1,000円を納めるとしたら、人口は変わると思えますけれども、現状で幾らくらい市民は納付することになるんでしょうか、併せてお尋ねしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまの森林環境税の関係ですが、こちらの税から市町村のほうには森林環境譲与税という形で譲与税が入ってまいります。その譲与税を市のほうは、こちらを財源として、こちらの譲与税の財源の目的みたいなものなんですけれども、木材の利用促進やその普及啓発等、森林環境の整備に関する事業に要する経費の財源に充ててくださいということで国のほうから来ていまして、市のほうですと、どのような事業かと申しますと、だいたい保安林の植栽の整備だったり、基金ですね。森林環境整備基金という基金もございますので、そちらに積み立てたり、あと令和5年度ですと中央小学校の靴箱、木製で作る靴箱の改修などに、要は木材の利用促進ということで使わせていただいております。

○委員長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 令和6年度から賦課ということでございますが、令和5年度の住民税の関係で、当初賦課の均等割の人数ですけれども、3万3,219名ということで、これを1,000円賦課するということですので、3,321万9,000円かなというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 支払うほうは分かったんですけれども、譲与される金額というのはだいたい幾らくらい来たんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 今年の子県民税の均等割の賦課した人数、令和5年度ですけれども、3万3,219名に均等割を賦課いたしました。1人1,000円ということですので、金額といたし



ましては 3,321 万 9,000 円かなと。今年のベースでいうと、賦課はその金額だということです。  
以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 市税の一番最後の後半のほうのところちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、25 ページ以降に軽自動車税の税率の特例のことで 100 分の 10 から 100 分の 35 になるということになっていますね。この経過について、どういうことになるのかということをお聞かせいただきたいと思います。29 ページまで。

それから、こんなことを言って失礼なんですけど、誤植があるので、ちょっと。新旧対照表の第 28 号のところに、旭市都市計画税条例で、今は税条例をやっているけれども、税が抜けているので、ちょっとそれだけ言っておきます。

このことについてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 25 ページの 100 分の 35 の割合を乗じたというところがございますけれども、これは自動車税の重量税のエコカー減税の適用を受け、または本則税率の適用を受けた自動車の重量税について、自動車の製作、要はディーラーですね。ディーラーの不正行為に起因した納付の不足額が発生した場合、ディーラーが 35% 上乗せして支払うというものでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 27 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 28 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議案第 28 号、専決処分承認につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第 28 号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(向後秀敬) 議案第29号、専決処分の承認につきましても、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(景山岩三郎) それでは、議案第29号について質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(小倉直志) 議案第30号につきましては、本会議において補足説明したとおりですので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(景山岩三郎) 議案第30号について質疑ありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員(島田 恒) 防災行政無線に関してなんですけれども、昨年的一般質問でも工事についてお伺いしたんですけれども、説明の中で、電波状況の改善というか、帯域を違って不通にならないような形ということは分かりましたけれども、これぐらいのお金を使うわけですので、電波状況の改善もありますけれども、例えばソフトのところ、こういうようなバージョンアップをしてよくなった、ハードのお金も相当かかると思うんです。そうすると、例えば受信機で、私もいろいろご提案申し上げましたけれども、その中で、こんな機能が付加されて、市民の方々にはこういう便利なところも出てくるんだよというような具体的なものがあれば、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○委員長(景山岩三郎) 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小倉直志) ソフト面といいますか、機能的にバージョンアップするということですので、今回、いわゆる、せんだって島田議員からの一般質問でもお話がありましたけれども、文字放送を付け加えます。文字放送の戸別受信機につきましては、聴覚の不自由な

方々に配ろうかと思っています。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今聞いて、初めて聴覚の聞こえない方の戸別受信機について聞いたんですけども、もっと説明があつてしかるべきではないんですか。今の戸別受信機を改修して新しい戸別受信機にするわけでしょう。3年後になるか分かりませんがね。それに対してすごく説明不足ですよ。これだけのもの、10億円を超える金額の工事をやるわけですから、改修といっても、ほとんど、庁舎が移転したし、それを持ってきたけれども、もうこれは時間がたっているので、新しいものにしたいという、そのことは私は賛成です。けれども、どのぐらいよくなるのか。今の機械を設置してから1年、2年順次かけて全体に聞こえるように、それから放送塔についてもうまくいくようにということを準備してやっていくという話を聞きまして、なるほどなと思っていました。でも、もっと説明が必要だったと思います。それについてのことをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、やはり競争入札ならば、争って低くなったほうでいいやという評価もありますけれども、今回の場合にはそうじゃなくて1者でもってやったんですけども、そのときに質問が出た、要するに評価基準ですよ。評価基準について、例えば7項目あるのを何点だということは言えないけれども、トータルならば言えると最終的にあなた方は言ってきたんですけども、この評価基準というのは、じゃあ、もし1者でもってやっても、何点だったら契約しないで、もう1回入札するということになるんですか。そういう基準があるんですか。そこをちょっとお聞きしておきたいんですよ。

個々のところは言えないと言つたって、じゃあ、これで情報公開したらば出さなきゃならないでしょう。それまで隠すという問題ではないんじゃないですか。業者との間ではそういうことの意味表示を、公開しないということを決めていないと思うんですよ。そこを曖昧にしたままの答弁だったので、ちょっとそこが気になるので、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 説明が不足しているというのは、本会議でのお話だと思います。確かに、文字放送の付加等については申し上げませんでしたので、その点につきましては、今後、

議案の説明のときに気をつけていきたいと思います。

それと、合格の基準といいますが、選定の基準ということでございますけれども、議場でもお話ししましたとおり 140 点中 104.6 点ということになっております。ガイドライン的に、一般的に平均と言われる 6 割の得点ということクリアして 7 割を超えていましたので、選定したという経緯になります。

それと、情報公開請求があったら公開しなければならないのではないかとということですが、これについては、議場でも申し上げましたが、業者のノウハウ情報ということになってきますので、当然に公開できない情報となりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 新しい機能については分かりましたけれども、2 番目の問題なんですけれども、何でそこでこだわるかという、あなた方は自分たちの基準でもって 6 割を超えて 7 割を超えているからいいだろうと言うんですけれども、その基準をオーケーするという規則ないし内規はどこにあるか、この委員会で出してください。そうでなければ、私は納得しません。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） これにつきましては、マニュアルということで整えてはございますけれども、こういった評価のマニュアルですので、一般的に、委員会に出せと言われても、ちょっと厳しいところがあると思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だって、いいですか。よく考えてくださいよ。10 億円もする事業ですよ。いろいろと事情があったでしょうけれども、精査してやるという結論を出したのは市当局ですよ。その結論を出すに当たって、評価基準があると。評価基準からいって 6 割を超えて 7 割を超えているからオーケーなんだということを出した。それでもって契約案件として議会に出した、そういう経過ですよ。そうしたら、何でその会社のその提案がよかったのかというのは、どこで調査するといったら、あなた方は評価基準でもって調査したんでしょう、自分たちの判断で。

ただ、そうしたら、これが旭市の現在の状態では改修のために提案したら、競争入札ではなくて 1 者のプロポーザルの応募でもって通りましたけれども、こういうことですから、これでやりますということで、今回、議会に出してきたわけでしょう、住民の代表に対して。

その方たちが、この基準は本当にいいのかやということを思うじゃないですか。当然そうでしょう。それをなかなか、140点のうち何点だというのを出さなかった。それをやっとなし出した。出したら、基準がどこにあると聞いたら、今度この委員会で初めて、7割を超えているからと。6割以上だったらオーケーなんだけれども、7割を超えているからということで出してきた。その基準を出しなさいと言っているんですよ。そんなことは当たり前のことじゃないですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 先ほどの答弁と重なりますけれども、例えば人事的に職員を採用するというときの採点の基準ですとか、そういったものを出していないのと同じことだということでご理解いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そういう評価を決めるときにはどういふのがあるかといったら、人の採用も同じですよ。7科目の学科があつて、全部足したらば7割だったけれども、そのうちの2つでは4割だったと。これだったら合格しないというのがあるんですよ。合格させるほうですよ、人事のとき。そういうことです。

これだって同じですよ。20点のやつが7つで140点である。トータルで104.6点だから、いい。じゃあ、はっきり言ったらば、その中に20点に対して7割を超えていないのがあったら、6割に欠けるのがあったらということは、結局、あなた方はそういうことを見ながら、自分たちでもってシステムの構成だとか設計内容だとか、どういふふうにしたか私たちは分かりませんが、それは専門的なことを分かる方がいらっしやつて、それでもって、そういうことについて判断したんでしょうけれども、それと入札価格が適正であったかということ判断してやったんでしょうけれども、そうしたら、その基準になるものを我々に示さないでもって、何でこれがよかった、12億円のものが10億円になったからよかつただけとは私は考えません。12億円と積算したものが10億円を切っているから駄目だということもあり得るわけですよ。

そういうことを執行部を含めてお互いに納得して、これならいいでしょうとなつたらば、この事業が始まるわけでしょうよ。これは入札の場合でも同じですよ。入札でもって、あまりにも競争があれで安くなったから、議会ではこの価格では駄目だと否決する場合だってあるんですよ。そういうようなことを踏まえた対応がされていないんじゃないかと私は思います。

た。

○委員長（景山岩三郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。休憩申し訳ございませんでした。

まず、先ほど一番冒頭で私が申し上げればよかったんですけども、今回のプロポーザルに当たりましては、こちらから要求水準書というものを、これは公開して、業者側に公開するとともに、業者側はそれを見てプロポーザルに臨んでいます。この要求水準については、全てクリアした上で60%以上だったということで、今回、候補者として選定した次第です。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そういう評価書を切るんだったらば、そういう細かいことをちゃんと報告してよ。それでもって、こういう形のものであって、この線に達していたから、1者のプロポーザルだけけれども、今回大丈夫だと思いましたがということを報告するんだったら、私は分かりますよ。やっぱりそういうことをちゃんと言ってくれなければ、何だい、どうしようかと私だって迷っちゃうわけ。

そこところがやっぱりはっきり、つまりあなた方のやっている仕事というのは、市民も議員もみんなから見て、ああ、そうだ、それでいいんだよと言われるような仕事をしなきゃ駄目なんです。そうでしょう。3年かけて10億円もお金を払うんだから。それでもって、今少なくともいろいろ問題があったとしても、使える防災行政無線を、本当にいいことをやっているわけですよ。耳の聞こえない人でも見るとか、それから録音できるとか、そういういろいろなことを新しい戸別受信機でもっといいことをやるかもしれないですけどもね。そういうことですから通してください、しかし、これにはこういうような形でもって十分な審査をしましたということをちゃんと言ってくれなければ駄目なわけ。それを証明してくれ

なければならぬわけですね。そういうことを私はお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 松木委員のほうからご指摘をいただきました。冒頭から説明不足であると。そして、資料等の提示もないといったようなご指摘でございました。

執行部として、議案審議に当たっては、十分提出できる資料は提出し、しっかりした説明のほうもさせていただきたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 30 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第 3 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 27 号は原案のとおり承認されました。

議案第 28 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は原案のとおり承認されました。

議案第 29 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 29 号は原案のとおり承認されました。

議案第 30 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(景山岩三郎) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は、随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) それでは、企画政策課から 2 点報告させていただきます。

まず 1 点目ですが、タブレット端末及びペーパーレス会議システム導入・運用業務について、こちらの現在の進捗状況をまず報告いたします。

この業務ですが、文書保存・管理の効率化とペーパーレス化の推進と議会運営及び庁内業務の効率化を図ることを目的として、タブレット端末 85 台の導入と通信回線及び会議システムなどを整備するものです。5 月 24 日に 3 者からの企画提案書及びプレゼンテーションについて審査を実施した結果、富士フイルムビジネスイノベーションを代表とする共同企業体の提



案が優秀であるとして、同企業体を契約相手方として選定しました。

予定では、9月議会から試験的な運用を開始しまして、令和6年6月議会での本格運用を予定していたんですが、現在、半導体不足であったり、サプライチェーンの混乱によりまして国際的に情報機器の供給不足が依然として続いております。タブレット端末の調達可能時期が今のところ未定となっております。タブレット端末の調達後に、機器のセットアップであったり、研修会のための日数が必要であることから、納入のタイミングによっては9月議会での試験運行に間に合わない可能性が出ております。議会での運用の予定が変更となる場合には、改めて連絡をさせていただきます。

まず、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入・運用業務に関する報告となります。

2点目ですが、コミュニティバスの運行事業について報告申し上げます。

コミュニティバスについては、協定に基づいて千葉交通株式会社が5台を運行しておりますが、令和4年9月7日の朝に米込地先におきまして、バスが農業用ハウスに追突するという事故を起こしました。幸い乗客はおらず、運転手にもけがはなく、ハウスの所有者とも既に示談が成立しております。

事故車両につきましては、平成29年1月の登録から6年が過ぎた程度ですが、修理不能となったことから、令和4年度末に廃車となりました。また、これに伴い、千葉交通を通じて、車両の保険金としまして655万円が市の歳入となりましたので、併せて本委員会にて報告させていただきます。

なお、事故後ですが、千葉交通の予備車両を暫定的に使用しまして、運行は計画どおり行っておりますが、今後も引き続き千葉交通の予備車両を使用することから、より安全性を高めるため、エンジンのオーバーホールを含め、一部改修する方向で千葉交通と現在協議中であります。

企画政策課からの報告は以上となります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉会 午前10時54分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景山岩三郎